

準中型・中型・大型・けん引免許取得費用助成金交付要綱

平成24年4月24日 制 定

令和8年9月25日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、トラックドライバー（以下「運転者」という。）の継続的な雇用による円滑な会社運営のため、並びに若手運転者の人材確保・育成のため、従業員である運転者に「準中型免許（限定解除含む）」「中型免許（限定解除含む）」「大型免許（限定解除含む）」「けん引免許」を取得させる貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 岩ト協会員事業者（以下「会員」という。）で入会から6カ月以上経過し、かつ会費の未納等のない事業者であること。又は会員以外で岩手県内の全ての営業所が公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の行う安全性評価事業において「安全性優良事業所」と認定され、且つ岩手県内の全ての営業所が岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関の実施する巡回指導において直近の総合評価「A」の事業者（以下「認定事業者」という。）であること。

2、前項の会員については、入会から6ヶ月を経過した後に様式1「準中型・中型・大型・けん引免許取得費用助成事前申請」等の事前申請を提出し、自動車学校に入校した者の運転免許取得に限り、助成の対象とする。

(助成額)

第3条 1 免許取得に要した費用（自動車教習所へ支払った教習料）の2分の1（千円未満切捨て）とし、上限額を100,000円とする。但し、1事業者300,000円を上限とする。

2、対象となる運転者は、申請日において事業者には雇用されている者（派遣社員は対象外）とし、岩手県内の営業所所属の者とする。

3、運転者が個人で負担した費用については、助成金は交付しない。

4、合宿教習の宿泊費用等は対象外とする。

5、助成事前申請時の見積額を超えた金額については対象外とする。

6、準中型免許取得については、上記の上限額を範囲として、全ト協助成事業「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成金交付要綱」と併用することとし、全ト協助成額は「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成金交付要綱」の上限額に含め、岩ト協助成

額は上記の1事業者あたりの上限額に含めるものとする。

7、限定解除（AT限定解除も含む）による免許取得も対象とする。但し、大型（・小型）特殊免許や第二種（普通・中型・大型）運転免許は対象外とする。

8、国や地方自治体又はその他の団体等から助成金を交付されている場合は、実費を超えない金額を助成する。

（申請期間）

第4条 対象免許を取得する当該年度の4月1日から翌年1月31日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までに事前申請を行い、2月末日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までに助成金交付請求を行うものとする。また、自動車学校入校は事前申請後とし、免許の取得は申請期間内に完了し、かつ代金の支払いが完了するものとする。

但し、期間内であっても予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

（申請方法）

第5条 事業者は、自動車学校入校前に様式1「準中型・中型・大型・けん引免許取得費用助成事前申請」、様式2「在職証明書」、雇用保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、免許取得前の運転免許証の写し（マイナ免許証の場合は、保存されている免許情報をプリントアウトしたもの、又は免許情報画面を印刷したもの等）、自動車学校発行の見積書の写しを添付し、岩ト協に事前に申請する。

2、運転者が免許取得後、様式3「準中型・中型・大型・けん引免許取得費用助成金交付請求書」、様式4「準中型・中型・大型・けん引免許取得費用助成名簿」、免許取得後の運転免許証の写し（マイナ免許証の場合は、保存されている免許情報をプリントアウトしたもの、又は免許情報画面を印刷したもの等）、支払いを証する書類として自動車学校発行の領収書の写し（領収書が入手できない場合には銀行振込明細書（※1）、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等の写し）、対象運転者の運転者台帳の写しを添付し、岩ト協に申請する。

3、自動車学校発行の見積書及び領収書は、事業者名の宛名であり、個人名の宛名は不可とする。

4、事前申請を取り下げる場合は、速やかに岩ト協に報告するものとする。

※1 銀行振込明細書の写しは、金融機関等の出納印が押印されている振込受付書、又は利用明細書を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請事業者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

※2 インターネットバンキング決済完了画面の写しは、振込データの受付明細、並びに入出金明細等の引落が確認できる書類の両方を添付することとし、支払い事業者名（助成金申

請者名)、請求者名(振込先名)、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

(助成金の交付)

第6条 岩ト協は、事業者から前条2項の交付請求書の提出があったときには、速やかにその報告を審査のうえ、申請月の翌月以降に助成金を交付する。但し、年度末は適宜助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(附則)

1. 本要綱は、平成24年4月24日より適用する。
2. 平成25年4月24日一部改正
3. 平成26年4月1日一部改正
4. 平成27年4月1日一部改正
5. 平成29年4月1日一部改正
6. 令和元年4月1日一部改正
7. 令和2年4月1日一部改正
8. 令和3年4月1日一部改正
9. 令和4年4月1日一部改正
10. 令和5年4月1日一部改正
11. 令和6年4月1日一部改正
12. 令和7年4月1日一部改正
13. 令和8年4月1日一部改正
14. 令和8年9月25日一部改正